



# くれ

## 893号

2020年10月13日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行

←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→



# 信頼回復への道半ば

## 郵政グループの約束

「すべてをお客さまのために」を新たなスローガンとして、改革を目指す郵政グループ。

一人ひとりのお客様に寄り添い、お客さまの満足と安心に最優先で取り組み、信頼していただける会社になる事を約束した。

かんぽ不適正募集が明るみに出て以来、不祥事が続き、生命保険販売はようやく営業再開にたどり着いた。

しかし、再開直前にゆうちょ銀行の不正利用が判明し、ゆうちょ銀行が謝罪会見を行う事態に見舞われた。

## ゆうちょ銀行が補償

不正利用が確認されたとして、210件で総額4,940万円の保障を10月2日まで完了したと公表した。

調査の結果として、本人やそのご家族などの利用と判断し、173件で総額

1,191万円は補償対象外とした。  
他に不正利用が発覚すれば、補償すると公表している。

また、mijicaカードがお客様の住所に届く前に不正利用されたケースも確認された為、専用WEBサイトを停止し、新規発行も停止する措置を取っている。

不正アクセスに対し、対策できていなかった事が主因である。

電子決済などが急速に普及した結果、顧客拡大を目指す利便性が優先され、安全性が脆弱な金融機関や会社ターゲットとなり、被害が出た。

## 株主と減損処理

日本郵政が保有するゆうちょ銀行株の簿価が50%を割った為、3兆円404億円の減損処理が実施される。

会社は、連結業績に与える影響はなく、今期の配当方針に変更はないと説明しているが、配当を期待して株式を購入する人は多く、世間に与えたインパクトは大きい。

配当は利益剰余金から出すのが一般的である。資本剰余金から配当を出す事も可能だが、そうしなければ株主が確定申告しなければならぬデメリットが生じる。

利益剰余金からの配当は、配当所得として、源泉徴収される。配当を期待する声に応えようと、資本剰余金から配当を出せば、手間を嫌がり株主が離れてしまう。

だが、配当を出さなければ、失望して、株が売られる悪循環に陥りかねない。

安定的な配当を目指すとしていたが、中間配当を急遽ゼロとした事で、株主に不安材料を与えた。

## 政府の思惑外れる

政府は東日本大震災の復興予算に充てる為、第3次売却を行いたかったが、株価低迷で、実現できていない。

日本郵政の株価が約1,130円以上でなければ、予算確保の金額に到達しないが、400円前後安い700円台の株価となっている。

この額では到底売れない。日本郵政の初値は公募の1,350円を大きく上回り1,631円と期待されていたが、その時の半値以下である。

コロナウイルスによる金融緩和で、日経平均株価は感染拡大前の水準近くまで、上昇しているが、郵政グループの株価は低迷しており、深刻さが浮き彫りとなっている。



## 最高裁判決が15日に迫る

20条裁判の最高裁判決まで、あと2日。社員と同様に働きながら、格差に苦しんだたかひに結論が出される。

2月14日に呉支部で9名が原告となり、集団訴訟が行われたが、最高裁判決により、早期進展が期待される。

判決により、就業規則の改善や正規、非正規の格差縮小が推進されやすくなり、不合理な労働条件をなくす運動が前進される。

すべての労働者が安心して働ける環境がつけられるか試される審判の日。  
2014年から始まったたかひは6年の歳月を超え、ようやく終審を迎える。

## 今後の予定

- 10月13日(火) 17:00~  
第1回呉支部執行委員会  
支部事務所
- 10月15日(木)  
20条裁判最高裁判決  
最高裁判所

次号は10月27日 予定